

2024年1月23日

お客様各位

イーキューワールドワイド株式会社

## 【輸出】Singapore 経由 ETS Surcharge(ETS)のご案内

拝啓 貴社益々御清栄のこととお慶び申し上げます。また平素は格別の御高配賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2024年1月1日から欧州の排出量取引制度「EU-ETS」が海運分野にも適用されることを受け、各船社では新サーチャージの導入が進んでおります。

弊社におきましても、既に欧州直行便では導入させていただいておりましたが、この度シンガポール経由の貨物にも導入させていただくこととなりましたので、ご案内致します。

今後ともより一層のサービス向上に精励致す所存でございますので、何卒ご理解賜ります様お願い申し上げます。

敬具

### 記

【名称】	ETS Surcharge (ETS)
【適用航路】	日本発 シンガポール経由欧州向け・欧州経由貨物 (UK 向け含む)
【対象貨物】	すべての輸出 LCL 貨物 (FCL は起用船会社の料率に準じます)
【料率】	USD 3.00/RT
【適用開始日】	即日

以上